

平成24年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成24年6月11日(月曜日)

議事日程第1号

平成24年6月11日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第57号から同第59号まで
- 日程第7 議案第60号から同第63号まで
- 日程第8 議案第64号から同第69号まで
- 日程第9 議案第70号から同第79号まで、及び議案第84号から同第86号まで
- 日程第10 議案第80号から同第82号まで、及び議案第87号
- 日程第11 議案第83号
- 日程第12 発議第3号及び同第4号
- 日程第13 請願第2号及び同第3号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 所管事項調査について
- 日程第6 議案第57号から同第59号まで
- 日程第7 議案第60号から同第63号まで
- 日程第8 議案第64号から同第69号まで
- 日程第9 議案第70号から同第79号まで、及び議案第84号から同第86号まで
- 日程第10 議案第80号から同第82号まで、及び議案第87号
- 日程第11 議案第83号
- 日程第12 発議第3号及び同第4号
- 日程第13 請願第2号及び同第3号

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君		
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄	君	
5番	古	畑	浩	一	君	6番	後	藤	善	和	君
7番	田	中	立	一	君	8番	古	川		昇	君
9番	久保	田	長	門	君	10番	保	坂	良	一	君
11番	中	村		実	君	12番	大	滝		豊	君
13番	伊	藤	文	博	君	14番	田	原		実	君
15番	吉	岡	静	夫	君	16番	池	田	達	夫	君
17番	五十嵐	健	一	郎	君	18番	倉	又		稔	君
19番	高	澤		公	君	20番	樋	口	英	一	君
21番	松	尾	徹	郎	君	22番	野	本	信	行	君
23番	齊	藤	伸	一	君	24番	伊井	澤	一	郎	君
25番	鈴	木	勢	子	君	26番	新	保	峰	孝	君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米	田	徹	君	副	市	長	本	間	政	一	君														
総	務	部	長	金	子	裕	彦	君	市	民	部	長	吉	岡	正	史	君										
産	業	部	長	酒	井	良	尚	君	総	務	課	長	渡	辺	辰	夫	君										
企	画	財	政	課	長	齊	藤	隆	一	君	能	生	事	務	所	長	久	保	田	幸	利	君					
青	海	事	務	所	長	木	下	耕	造	君	市	民	課	長	竹	之	内		豊	君							
環	境	生	活	課	長	渡	辺		勇	君	福	祉	事	務	所	長	加	藤	美	也	子	君					
健	康	増	進	課	長	岩	崎	良	之	君	交	流	観	光	課	長	滝	川	一	夫	君						
商	工	農	林	水	産	課	長	齊	藤	孝	君	建	設	課	長	串	橋	秀	樹	君							
都	市	整	備	課	長	金	子	晴	彦	君	会	計	管	理	者	会	計	課	長	結	城	一	也	君			
ガ	ス	水	道	局	長	小	林		忠	君	消	防	長	小	林		強	君									
教	育	長	竹	田	正	光	君	教	育	次	長	伊	奈	晃	君												
教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	吉	田	一	郎	君	教	育	委	員	会	教	育	総	務	課	長		
															教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長		
															中	央	公	民	館	長	兼	務					
															市	民	函	書	館	長	兼	務	田	原	秀	夫	君
															勤	労	青	少	年	ホ	-	ム	館	長	兼	務	

教育委員会文化振興課長  
歴史民俗資料館長兼務  
長者ヶ原考古館長兼務

佐々木 繁 雄 君

監査委員事務局長 横 田 靖 彦 君

#### 事務局出席職員

局 長	小 林 武 夫 君	次 長	猪 又 功 君
主 任 主 査	水 島 誠 仁 君	主 査	大 西 学 君

午前10時00分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより平成24年第3回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

+

議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、古川 昇議員、22番、野本信行議員を指名をいたします。

日程第2．表彰状の伝達

議長（古畑浩一君）

日程第2、表彰状の伝達式を行います。

議員20年以上勤続として古畑浩一議員、10年以上勤続として久保田長門議員、高澤 公議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会より表彰されておりますので、ただいまより表彰状及び記念品の伝達を行います。

議長交代のため暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 開議

副議長（新保峰孝君）

休憩を解き会議を再開します。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いします。

5番、古畑浩一議員。

〔5番 古畑浩一君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

副議長（新保峰孝君）

表彰状 糸魚川市 古畑浩一殿。

貴方は市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博。代読。

おめでとうございます。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 古畑浩一殿。

貴方は市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第87回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成24年4月26日 北信越市議会議長会会長 金沢市議会議員 苗代明彦。代読。

おめでとうございます。

〔拍手〕

副議長（新保峰孝君）

議長交代のため暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

議会事務局長（小林武夫君）

次に、9番、久保田長門議員、ご登壇をお願いします。

〔9番 久保田長門君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（古畑浩一君）

表彰状 糸魚川市 久保田長門殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰をいたします。

平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博。代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 久保田長門殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第87回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰をいたします。

平成24年4月26日 北信越市議会議長会会長 金沢市議会議長 苗代明彦。代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

議会事務局長（小林武夫君）

次に、19番、高澤 公議員、ご登壇をお願いいたします。

〔19番 高澤 公君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

議長（古畑浩一君）

表彰状 糸魚川市 高澤 公殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰をいたします。

平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博。代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 高澤 公殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第87回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰をいたします。

平成24年4月26日 北信越市議会議長会会長 金沢市議会議長 苗代明彦。代読であります。

おめでとうございます。

〔拍手〕

議長（古畑浩一君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

### 日程第3．会期の決定

議長（古畑浩一君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、去る6月4日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番（甲村 聰君）

おはようございます。

去る4月9日、5月10日及び6月4日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成24年第3回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて7件、条例の制定及び一部改正について9件、財産の譲与について1件、財産の取得について1件、和解について1件、市道の廃止及び認定についてそれぞれ1件、補正予算5件、その他5件の計31件であります。

協議の結果、このうち専決処分の承認を求めることについての7件につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案については、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、ご審査をいただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期につきましては、本日6月11日から6月28日までの18日間とするので、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんください。

なお、追加議案についてであります。当市進出予定企業の工場用地の取得等について関係者と協議が整い次第、この取得に要する費用を追加する補正予算を提案予定ということでありますので、よろしく願いいたします。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第2号、議場に国旗・市旗を掲揚することを求める請願、及び請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願が受理されております。請願第2号は議会運営委員会に、請願第3号は総務文教常任委員会にそれぞれ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告について、総務文教、建設産業及び市民厚生3常任委員長より、閉会中の所管事項調査についての報告をいたしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議についてであります。議員発議として発議第3号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、及び発議第4号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただきたいとのことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、4月9日及び5月10日に開催した議会運営委員会では、議員定数及び議会改革について協議を行っております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知をお願いいたします。

#### 日程第4．行政報告

議長（古畑浩一君）

次に、日程第4、行政報告について。

市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成24年第3回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては大変ご多用のところ、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして、専決処分の承認、条例の改正、補正予算など31件の議案のご審議をお願いしたいものであります。議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、この機会に7点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、株式会社クリエイティブワンフーズの工場建設について、ご報告申し上げます。

同社の設立につきましては、3月市議会定例会初日にご報告を申し上げましたが、市内での工場用地の確保に向け、4月23日に古畑議長立ち会いのもと、同社と工場立地に関する基本協定を締結いたしております。

企業誘致により地域経済への波及効果が期待できることから、今後、当市が用地買収及び造成を行い、同社に賃貸する予定といたしております。このたびの工場建設に伴い50名の雇用増とお聞きいたしており、地域の雇用状況にも好影響を与えるものと考えております。

なお、用地取得費等の関連する補正予算につきましては、本定例会会期中に提案する予定といたしております。

2点目に、寺島保育所の閉所について、ご報告申し上げます。

寺島保育所は昭和30年に季節保育所として開設され、昭和45年4月からは、へき地保育所として運営してまいりました。しかしながら児童の減少に伴い、保育所の運営が困難な状況となりましたことから、このたび寺島保育所運営委員会から、保育所を今年度末で閉所する旨の文書が提出されました。今後、閉所に向け必要な事務を進めてまいります。

3点目に、山ノ井保育園（仮称）新築設計業務委託に関する和解について、ご報告を申し上げます。

このたび和解の相手方であります株式会社クレイズプランと金額等の調整が整いましたことから、本定例会に和解議案を提案したいといたしております。

また、一連の手續により、開園がおくれましたことに対する責任、並びに職員の管理監督責任を重く受けとめ、私ほか副市長、教育長の給料を減額するための関係条例もあわせて提案をいたしております。今後はこのようなことがないよう、職員一同、気を引き締めて職務に当たる所存であります。

4点目に、本年度の公共事業関係予算の内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元にご配付しました「行政報告参考資料」をごらんください。

まず、市営事業の32件につきましては39億4,134万6,000円の内示があり、一部事業を除き、おおむね当初計画どおり事業実施できる見込みであります。

県営事業の40件につきましては42億5,155万7,000円、国の直轄事業は9件で41億8,488万5,000円で、そのほか土地改良区と森林組合では3件で9,462万円、新幹線整備は長野・金沢間で1,600億円の内示となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助事業の採択状況により事業費が変更となる場合もありますので、ご了承をお願いいたします。

5点目に、糸魚川市総合防災訓練について、ご報告申し上げます。

6月24日、日曜日、午前10時から、今年度の総合防災訓練といたしまして、市内の海岸線全域を対象にした津波避難訓練を実施いたします。

訓練は、迅速かつ効果的な避難及び誘導、災害発生初期段階における情報の伝達、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識の高揚を目的といたしており、多くの市民の皆様から参加いただけるよう取り組んでまいります。

6点目に、林道施設の融雪災害について、ご報告申し上げます。

今冬の豪雪により、林道橋立上路線及び入山吹原線において融雪災害が発生いたしております。

橋立上路線では、起点橋立側より約1キロ付近の滝の平橋が雪崩により損壊いたしており、通行どめといたしております。入山吹原線では、終点溝尾側より約4キロ付近で路面の半分程度が崩落いたしており交通どめとしております。両路線とも早期復旧に向け、7月初旬に災害査定を受ける予定であります。

その他の林道におきましても小規模な災害が発生いたしており、交通どめ等の情報はホームページに掲載するとともに、6月25日発行の「おしらせばん」で周知する予定であります。

最後に、融雪災害警戒本部の解散について、ご報告申し上げます。

3月23日に豪雪災害対策本部から融雪災害警戒本部に切りかえて警戒してまいりましたが、おおむね積雪もなくなりましたことから、6月1日をもちまして警戒本部を解散いたしました。



なお、昨年発生いたしました来海沢地内及び筒石地内の地すべり、また、本年4月12日に発生いたしました物出地内の地すべり災害などにつきましては、今後も新潟県及び関係機関と協力をし、継続して警戒してまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（古畑浩一君）

以上で、行政報告は終わりました。

日程第5．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中、それぞれ常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の4月20日と5月30日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

山ノ井保育園（仮称）の改築については、4月20日の委員会において、前回、委員会での集約事項への行政側の対応として、1点目、工事管理のチェック体制の強化では、第三者によりクレイズプランの監理業務を監督させる。市職員による工事監督業務を、通常1名体制を2名体制で行う。

2点目の工事諸費用のクレイズプランの負担では、設計受託JVの代表者である株式会社クレイズプランから、解決金として1,400万円の支払いと工事監理監査要員の配置に同意し、その費用を負担するという申し出があった。

3点目の工期、開園時期では、工期は、11月30日とする契約工期であります。開園時期は、12月中旬の予定であると報告がありました。

活発な質疑・答弁の結果、今後の進め方と、クレイズプランからの提案を受け入れることなどの前回の委員会集約事項の3項目に対する方針について、次の点を集約及び条件として了としております。

1点目は、建築設計委託業務に関して、設計内容の不備から計画全般のおくれ、工事費の増大により市民の血税の支出増大を招いたことはゆゆしき事態であり、全く遺憾である。二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止処置を講ずること。

2点目は、今後の建築設計委託業務に関して、建築確認済証の受理までを委託契約に含め、設計成果物を受け取る際の設計内容審査の厳格化を図ることにより、内容の不備によって建築工事発注後に工事費が安易に膨らむことのないようにすること。

3点目は、工事の進行に当たって、今回示された方針、条件を厳守しての完成を目指すこと。

以上、3点を集約事項及び条件とし、示された方針を了としております。

また、5月30日の委員会では、市長等の処分方針について説明があり、市長、副市長は7月分の給与を20%の減額、教育長は7月から3カ月間の10%の減額とする方針が説明されました。

委員からは、これを機会に強く再発防止策の徹底を強く要求するという意見が出され、市長より、いろいろな会議の中で繰り返し話をしているが、なお一層の取り組みをしたいと答弁がありました。

系魚川地区公民館の改築については、系魚川地区公民館改築検討委員会の検討内容、サンプル図面、今後のスケジュールについて報告がなされ、委員から、屋上は津波時の避難場所としての活用を考えているのかという質疑に対して、検討委員会からは、太陽光発電等も検討していて、冬場の維持管理等からは屋根も平らなものでなくて、後々の防水工事も簡易な構造がいいという提案をいただいているが、防災への関心が非常に高まっている中、周辺地域では津波時の避難場所が少ないので、その観点から庁内で検討したいと答弁がありました。

地区公民館の耐震改修等については、委員から、公民館整備の総額は幾らになるのかという質疑に対し、24年度以降、実施計画に載っている数字では、24年度は3億2,970万円、25年度は2億6,061万円、26年度は4億7,510万円、合計10億6,541万円になると答弁がなされ、能生地域小泊地区と中能生地区の連合会職員の配置はどうなっているかという質疑に対し、地元からは、すぐに職員の配置を求める要望は上がっていない。随時、公民館役員、管理運営委員会役員等と打ち合わせをさせてもらっていると答弁されています。

また、大野地区公民館の増築については、地元検討委員会でのステージ設置などの要望は網羅されているかという質疑に対しては、設計が上がってきた段階で予算オーバーとなっているが、ステージについてどのような方式がよいか検討、協議して、地元の要望をかなえるようにしたいと答弁がありました。

能生体育館の改築については、委員より、総事業費は幾らになるのか。用地関係経費が総合計画実施計画に計上されていないが、事業の進め方が計画的ではないのではという質疑に対し、能生体育館は合併協議の中で重点事業で位置づけされている。総合計画実施計画には、少な目の予算が計上されている。具体的に早く場所を決めて総事業費を算出して、計画財政をやるという方針をしっかりと踏まえながら進めたいと答弁されております。

市民会館のリニューアルについては、建築確認申請の関係から、市民会館が単体建築物であれば増築が可能であるが、市役所と一体の建築物と判断されれば増築が実質不可能となるため、4月

20日提示の図面から変更して、一部別棟として建築することで解決したいという方向性と、設計内容の説明がありました。

さまざまな設計内容についての質疑・答弁が交わされました。新築ではなく、耐震リフォームを選択したことの妥当性を問う質疑もありましたが、この時点で示された設計による事業費は算定されておらず、6月上旬に算定結果が示されるということであり、6月定例会中の委員会において、再度調査を行うことといたしました。

救急ワークステーションについては、糸魚川総合病院新設救急外来棟内に、平日の午後4時間、救急車1台と救急隊員を配置し、日常的に医療機関との連携、救急隊員の研修などを行って、救急サービスの向上を図っていききたいという説明がありました。

未就学児の教育環境については、5月30日の午前中、休憩中に寺島の認可外保育所キッズランド、横町の中央保育園、青海地域田海の田沢幼稚園を視察し、その後、田沢小学校会議室をお借りして、保育園長、幼稚園長との意見交換会を行い、午後より、机上で調査を行いました。

意見交換会では、3園長先生より教育力の向上と職員体制の現状と課題について現場の生の声を聞き、意見交換ができて、大変有意義な視察であったと、委員、行政担当者より声がありました。

委員より、地域一体で子どもを育てる環境づくりにおいて、福祉事務所との連携は不可欠だと思うが、どのように取り組んでいるかという質疑があり、組織を見直してこども課を設置し、子どもに関することは、すべてこども課でという考え方をしているが、地域との連携ということになると、福祉事務所などとのネットワークを充実する必要があり、検討したいと答弁されております。

幼稚園教諭、保育所の正職員と臨時職員の割合を5対5にするという方針が、当委員会で何度も示されているが、計画的に何年度までに達成するという計画的な推進が必要ではないかという質疑に対し、毎年、幼稚園教諭、保育士の採用を行っているが、財政的な問題があり、すぐにそこにもっていくのは難しい。財政当局との間で臨時職員の待遇改善について検討して、少しでも改善したいと答弁がありました。

また、定員適正化計画での臨時職員についての説明では、専門性を要しない仕事やサービスをふやした部門、例えば延長保育などの業務に臨時職員を充てていると説明があったが、現状は、非常に専門性の高い幼稚園の担任を臨時職員が務めていて、例えば田沢幼稚園では6クラスのうち4クラスの担任が臨時職員であった。これでは、その場その場で、場当たりの説明をしているようで計画に一貫性がない。定員適正化計画についてなされた議会への説明との整合性を踏まえて、幼稚園、保育園の人材確保を考えるようにとの意見が出されております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

おはようございます。

去る5月9日と5月21日の両日、建設産業常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、内容についてご報告をいたします。

今回の調査項目であります。5月9日は、1点目は、農林水産業の振興と整備について、内容は、物出地区土石流災害について、2点目は、道路行政について、内容は、今冬の除雪対応について、3点目は、下水道事業について、内容は、下水道の経営状況について、3項目について調査を行いました。

まず、1点目の農林水産業の振興と整備についてであります。

4月12日、早朝発生の物出地区土石流災害については、崩壊地上部の林道山側斜面にクラックが発生しており、今後の大雨で、次の崩壊が予想されるということから、所管事項として調査を行ったものです。

午前中、物出地区の土石流災害現場で、建設課、商工農林水産課、能生事務所の担当者から細かい状況の説明を受けました。

引き続き午後は質疑に入り、委員からは、今後の大雨で次の崩壊が予想されるということから、その対策等もされているようだが、どの程度の規模を想定されているのかと質問があり、土砂量については、第1回目の土砂量は1万5,000立米で、次の崩落の量というのは、第1回目と比較して5分の1ぐらいの大体3,000立米ぐらいと考えており、導流堤を乗り越える可能性は少ないと考えているとの答弁がなされました。

さらに何重にも警戒、機器を使った装置が施されているが、警報が鳴ったりした場合、今度は人的な対応に移っていくわけだが、地区にお知らせする体制について、どのような仕組みの中で通報がいくようになってきているのかという質問があり、地すべりの緊急連絡体制がとられており、一番最初に消防本部の通信指令室のほうに連絡がいき、そこから糸魚川警察署、能生事務所の緊急告知放送ということになっている。そのほか関係行政機関のほうへも連絡がとれるようになっており、その連絡を受けた者が、一斉に行動を起こす体制になっているとの答弁がなされました。

また、土石流で埋まった農地は休耕田ということで聞いており、地元と県との協議になるかと思うが、復旧についてはどのようなことになるのかという質問があり、それについては地元のほうから、まだ相談を受けていないという答弁がなされました。

次に、道路行政についてということで、今冬の除雪対応についてであります。担当課より、今冬の道路除雪における課題と対応について資料提出があり、除雪費用、主な苦情、課題と対応につ

いて説明を受けました。

委員から、こういう豪雪は災害とみなしてもらいたいと考えており、国、県のほうにしっかりと要望をお願いしたい。また、早川であった除雪機の点検についての死亡事故は、市のほうの保険で対応するのかなどの質問があり、市が貸与している重機で、市の機械で事故が発生した場合には市の保険等も関係してくるが、今回の事故については自社の機械で、自社の方が事故を起こしてしまったということから、市との賠償関係の保険等の関係は生じていないとの答弁がなされました。

続いて、災害救助法の積雪地点というのがありますが、測量地点を変えていただくと積雪の平均値が変わってくると思っており、全国で見ても上早川は日本一の積雪地で、妙高や魚沼よりかなり多いことから、測量地点を見直してもらうよう、県のほうへ運動を展開していただきたいと思うがどうかとの質問があり、市内の積雪計測地点は9カ所であり、県の考え方は、統計をとっている関係から大きく変えては困るということがあるが、場所を多少ずらすことは可能だと思うので、消防を通じて県のほうへ話をしたいとの答弁がなされました。

また、除雪体制の中で、GPS機能を用いた除雪状況の把握、情報提供の導入を検討したいというが、全国的にそういうシステムで対応されている先進地は多くあるのかなどの質問があり、近隣では上越市と妙高市、それと隣の長野県小谷村が行っているとの答弁がなされ、さらに、導入することになると、相当のシステム費用がかかるのかどうか、すぐにでも導入できるというものなのかとの質問があり、システムにもよるが先例を見ると、2,000万円ぐらいの費用がかかっているところもあるし、業者によっては800万円ぐらいという業者もあるので精査をする必要がある。これを入れることによって、それぞれの除雪車がどこを動いているのか、すべて把握できることになる。全国的には、まだまだ入っていないところが多いが、豪雪地域においては導入が検討されていることから、糸魚川市としても検討をしていきたいとの答弁がなされました。

さらに、市道も県道も含めて流雪溝を整備して、屋根雪をおろしたら、そこに入れたり、降った雪を解かしたところを流雪溝に入れてもらえるから、今後は計画をする必要があるのではないかなどの質問があり、先日、市長からも、今後道路改良などで、流雪溝の条件がかなう場所があれば考えるよう言われておるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、下水道事業についてということで、下水道の経営状況について調査を行いました。担当からは、まず、管理運営にかかる経費、今後の状況について説明がありました。

続いて、質疑に入り、委員からは、試算では一般会計の繰入金で25年から34年までの10年間で144億円かかるということだが、これを目標とすれば、料金をどれくらいにしたいのかなどの質問があり、これに対して下水道の使用料については、平成19年に一度所管の委員会に諮っており、簡単に言えば経常経費、あるいは維持管理費については、全額繰り出しをしないで使用料で持っていきたい。そのとき行政から出したのは20%、30%、40%の引き上げでどうかということでの提案をさせていただいて、20%だと平均世帯で約780円、30%だと1,120円、40%では1,470円上がるというような説明をしたが、まだ時期尚早ということで、その時点から引き上げの話が中断をしていたという経過である。

全体の中で、一般会計の占める繰出金が非常に大きくなっていることから、使用料の引き上げをお願いしたいということになるが、まずは実情を市民からよく知っていただき、そういう説明をする中で、どうするかという方向を見つけていきたいという考えであるとの答弁がなされました。

さらに委員から、1つ目は世帯数も減って1世帯当たりの員数も減っており、利用者数が減っておるために使用料の収入が少なくなっていると考えられ、2つ目には、当時の事業費そのものが、果たして妥当であったのかどうか。過大なる投資がゆえに、何年もその負担というものが継続されておるんだということ等も考えられるが、その辺の分析をきちっと今後の中で打ち立てて、当委員会に説明をして、十分納得できるような材料提供をしていただきたいとの要望があり、これに対して、次回以降にそういったものの整理をよくさせていただき、資料提供をさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも各項目とも質問、意見がありましたが、省略をさせていただきます。

特に、下水道事業につきましては一般会計から多大な繰り入れをしており、財政状況の改善は今後の大きな課題であることから、引き続き調査を行っていくことにしております。

続きまして、5月21日の委員会では、1点目は、農林水産業の振興と整備について、内容は、消雪促進対策事業の取り組み状況について、2点目は、観光振興について、ジオパークの取り組みについて、内容は、市内観光とジオパーク戦略プロジェクトの取り組み状況について、2項目の調査を行いました。

まず、1点目の農林水産業の振興と整備について、消雪促進対策事業の取り組み状況についてであります。担当より実施状況等の説明があった後に質疑に入りました。

委員からは、耕作道の除雪で、実施対象は4月末までの残雪で、おおむね受益地が1ヘクタール以上ということであったが、もう少し早いほうがよかったという声もあるが、その辺の見解はという質問があり、これに対して、おおむねコシヒカリについては、JAの指導では5月末までに植えられればよいということで、何とか4月末までにある程度道があげば、消雪剤の散布とか連休中にも作業ができるということで、4月末ということをめどに実施をさせていただいたとの答弁がなされました。

また、1ヘクタールの面積がないところで、地元の皆さんが自分たちで機械を借りて除雪をやったということもあるが、この基準は1ヘクタール以上ないとなぜだめなのかとの質問もあり、おおむね1ヘクタールということで、以上でなくても、ある程度かたまっていれば対応させていただいたが、なぜこういう規定を設けているかと言うと、田んぼ1枚だけに通じる道については、基本的には勘弁をしていただきたいという考え方からであると答弁がなされました。

次に、観光振興について、ジオパークの取り組みについてということで、市内観光とジオパーク戦略プロジェクトの取り組み状況について、担当より説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、市内観光に関しての質疑では、委員から、今回の食の嵐の大イベントで2万人も集め、素晴らしい内容であったとの評価があり、関連してジオパークで人を集めていく部分と、何かで人を集めてジオパークを知っていただくという部分で両刀あると思うが、今回、この食の嵐において、糸魚川のジオパークをどういうふうに周知されたのかという質問がなされ、当日、駅前のゲートのところにジオパークの観光案内所を設置させていただき、そこでジオパークの情報の発信をさせていただいた。

ジオパークは多様性であるので、まず食で集まっていただき、糸魚川の懐の深さを知っていただく活動をさせていただいているとの答弁がなされ、さらに、次につながるような仕掛けみたいなものはあったのかとの質問には、ガイドの皆さんから協力をいただき、まちめぐりを1日4回スター

トしたが、準備した割りには利用者が少なかったとの答弁がなされました。

また、観光協会能生支部では、これに関する協力とか、PRとか、参画とかがなく、非常に残念であり、せっかくの機会に、これから夏の観光に向けてチラシ、パンフの類、いろいろな説明をする絶好の機会であったが、相互の連携がまだうまくとれていない面があると思うが、いかがかとの質問には、特に催事を活用した次への結びつけというのは各観光協会、参加者団体の中で、ややもすると、その日の催事に流されっぱなしで、先を見た展開というのは少し弱かったとの答弁がなされました。

次に、ジオパーク戦略プロジェクトの取り組み状況についての質疑では、委員から、今度はプロジェクトで細かい行動計画ができるんだろうと思ったが、まだ方向性云々ということを書いており、さらに今後は、これに対する実施計画ができるのか、非常に何段にもなっている。期間と予算が載っているが、数値目標がないということ。それから、そもそもプロジェクトとはどういうものなのか、どんな認識を持っているのかとの質問があり、事業の個々の目的とか期間、予算、そして取り組みのねらう目標と成果といったものも、それぞれまとめるように指示をプロジェクトのメンバーに出している。総論で言えば、観光の経済波及効果を21億円、入り込み客数を175万人ということがベースにあるので、最終的には、総合トータルで目標に達するようにというのが、プロジェクトの成果でねらうべき部分であるとの答弁がありました。

さらに委員から、プロジェクトと言うのは、ある程度の期間に、集中的に効果をあらしめるような手法をとっていくべきで、目的が達成されたら、だだだらじゃなくて、きちっと終わりを明確にし、特に必要だと思われることに集中的にする必要があり、総花的になるのはプロジェクトでいいのかどうか。また、今後、各種実行団体に、いつ、どういう形で協力をお願いしていくのかとの質問がなされ、これに対し、先般、ジオパーク協議会の総会で、戦略のパートの部分について資料を出して説明をさせていただいたが、今後、これを地域振興局、観光関係の団体、関連する大きな組織の部分については、個々に説明をする機会をしっかりとっていききたいとの答弁がなされました。

また、市民全体がこれに取り組むことによって、生活実感として変わるんだというものを示していただくような取り組み、またはそういったことに対する協議をして、何のためにやっているのかというところを、市民全体が取り組めるようなものに築き上げていくのが、今回、ジオパークといういいチャンスだと思っているが、そういった考えはいかがかとの質問がなされ、特に大事なのは、市民の皆さんに目的も含めて見える化することが大事だと思う。ご指摘いただいたように、どうやったらもうかるんだとかといった話を、今後、今まで以上にやっていきたいとの答弁がなされ、続いて、1年後に、また世界認定を受けなくてはいけないが、ある程度整備をされれば、この次の認定を受けたときには、予算的にかからないのかとの質問には、今まで一定の活動をしてきており、再認定を受けていきたい。ただ、これから何年も費用がかかっていくのかという面に関しては、ある程度時期を決めて、早急に対応をしていく必要があると考えているとの答弁がなされました。

具体的な質問では、大糸線のキハ120系のラッピングデザインの投票について、鉄道マニアの人の心をくすぐるような、来てもらいたくなるような事前のものや、仕掛けや、戦略を持って臨んでいるのか。事前のリサーチや情報収集をやっているのかとの質問には、具体的には、鉄道のマニアから、直接こういった形でというのは情報を得がたいものがあるので、そこは地域鉄道部や実行委員から情報を得ながら、進めさせていただいているとの答弁がなされました。

また、ウェブ戦略に力を入れるということだが、具体的に考えていることはどの質問には、スマートフォンで見やすいホームページをつくるということと、スマートフォンを活用したまち歩き、各店舗への誘導、ジオサイトの案内等を考えており、アプリケーションであらかじめダウンロードして、山間地に行ってもGPS機能を使って使えるような形にならないかということで検討も進めているとの答弁がなされ、ほかにもウェブ戦略に関して多くの質問や要望がありました。

さらに今後、ジオパーク連携ということで香港ジオパークと交流をするところがあるが、富山空港、新潟空港を利用するなどして国際感覚を持つ必要がある。国際的な協議会などもつくる見込みはないかとの質問には、姉妹ジオパークである香港ジオパークと交流をしている中で、その辺のノウハウ等も参考に検討したいとの答弁がなされました。

このほかにも各項目とも多くの質問、意見、要望が出されましたが、省略をさせていただきます。

特に、この戦略プロジェクトによる取り組みは、今年度から平成28年度までの5カ年にわたり実施し、成果を出したいとしておりますが、地域間競争に勝つためにもスピードが求められており、市民に対しわかりやすく、協力の得られるもので、具体的なものを早く構築する必要があると考えます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

ここで暫時休憩し、再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。



〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

続きまして、市民厚生常任委員会の報告を行います。

市民厚生常任委員会では、閉会中の去る4月19日と5月16日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告を申し上げます。

4月19日の調査項目は、1つ、糸魚川市斎場について、2つ、社会福祉施設の現状と課題について、3つ、ごみの減量化についてであります。

当日の日程は、午前9時から午前中をかけて、市内に新しく整備されました4施設を視察し、午後から引き続き机上調査をいたしました。

午前中の施設の視察は、1カ所目として、糸魚川市斎場を視察しております。

この斎場は、五輪・糸魚川二幸グループを指定管理者とする施設であり、指定管理料は平成24年度は3,400万円とのことであります。ただし燃料費、光熱水費などは過不足額を後に精算する方式とのことであります。工事費は約9億4,000万円で、環境や施設の仕上がりも良好であり、内部設備も機能的なものであります。

2カ所目として、西海地区に整備されたグループホームうみかわを視察いたしました。

この施設は、社会福祉法人奴奈川福祉会が事業主体となる施設で、介護用ベット数は、18床の施設であります。今冬の豪雪で外構工事の完成がおくれ、4月1日開業予定が5月1日となったものであります。整備にかかわる補助対象分については、今年度、改めて申請することで補助対象として整備できるということでした。

3カ所目として、寺町に整備された、スローライフてらまちを視察いたしました。

この施設は、認知症対応型共同生活介護施設と小規模多機能型居宅介護施設の機能を持ったものでありまして、事業主体は株式会社リボンであります。認知症介護については、利用定員18人、小規模多機能居宅介護については、登録定員25人です。

4カ所目の施設として、短期入所生活介護サービス本町わらべを視察しております。

この施設は、旧ヤマシタデパート跡地に建設された施設でありまして、ショートステイ利用定員21人で、事業主体は株式会社童であります。

午後からの机上調査では、まず、糸魚川市斎場についてであります。委員から、地元採用職員4名での常時運営の確認や、建築に使用した部材の耐用年数、また、中心となる炉の耐用年数とメンテナンス費用について質問があり、担当課から、指定管理者の株式会社五輪については、全国でも多数の斎場を管理しているので、維持管理費の経緯なども調べて次回の委員会までに調査をし、報告を提出したいとの答弁がありました。

また、そのほかの委員からは、指定管理料の燃料費、光熱水費などの後日精算部分については、指定管理者の意識や行動により変動するものであり、常に経費削減、節約という営業観念がなければ、次期の指定管理料を決定するときに大きな影響を与えるが、その点についてどのように考えているのかとの質問に、担当課からは、市としてもしっかりと状況を把握し、明確な説明ができるようにして、次期契約時の指定管理料の決定に臨みたい。また、指定管理者にも経費削減に向けて努

力するよう指導していくとのことであります。

次に、視察しました介護施設3カ所についてであります。社会福祉施設の現状と課題についてということで調査を行いました。

委員からは、3施設に対し活発な意見が出されましたが、中でも、施設はそれぞれに一長一短があるが、その利点を生かしてサービスを展開してほしい。また、各施設の設計段階において、行政側の介入の仕方に疑問が残るとの意見がありました。

施設の機能性、安全性、備品の良否などについて、市では基準上に問題がなければよしとしているようだが、すべて事業者にお任せではなく、糸魚川市の介護はこのようにしたい、このようにあるべきだとの理念に基づく指導があってもよいのではないか。そうすることにより、一長一短の短の部分が少なくなるのではないか。補助という形で公的資金を投入するからには、糸魚川市は介護事業者に対してさらなる監督指導を行い、要望を提言し、よりよい施設をつくり上げるよう努めていただきたいと各委員からの声が出されております。

次に、ごみ減量化についてであります。

この問題は、平成24年1月25日に開催された当委員会で、ごみ有料化として市から突然提案されたことに端を発しております。

その内容は、昨年1月末に有料化に向けて進むことを当委員会に提案し、2月から各地区住民説明会を開催し、この6月定例会に条例案を上程したいというものであります。

当委員会では、これほど市民生活に大きくかかわる問題を、十分な調査をする時間も無く実行することは承服しかねるということで、承認をせず現在に至っているものであります。

担当課もその間に考慮を重ね、調整をして、今回4月19日の委員会には、ごみ有料化ではなく、ごみ減量化として調査項目を上げてきたものであります。

このごみの減量化については、以前の担当課での説明では、ごみの有料化により、ごみの総量で2割程度削減することができるという説明でありましたが、委員からも、短絡的に有料化するのではなく、ごみ削減活動をしっかり行うことによって2割の削減がかなえば、有料化は必要ないのではないかと意見もあります。ごみ有料化は、ごみの総量を減量する1つの手段としてとらえ、そのほかの方法もしっかりと実施することで進みたいという担当課の方向性は、委員会としても評価をするものであります。

なお、委員から提起された問題点は、市民や企業と一体となったごみ減量施策をどのように進めるのか。2つ目、地域性に合ったごみ減量、ごみ質対策を進める必要があるのではないか。3つ目、コンポストや生ごみ処理機の普及には、いま一歩踏み込んだ施策が必要ではないか。4つ目、ごみ減量化はCO<sub>2</sub>削減にもつながることで、地球環境という大きな視点でとらえ、進める施策が必要ではないかなど多くの意見が出されました。

担当課からは、次回の委員会の調査までに考え方を示すとのことであり、委員会としては少々時間をかけても、しっかりと調査をしていく方針であります。

次に、5月16日の調査項目は、午前中に、民生委員・児童委員の皆様との協議会、午後からは協議会の内容の集約を図るため、社会福祉の充実についてとしておりまして、2つ目として、介護保険事業計画についての調査を行いました。

民生委員・児童委員との協議会では、以下、民生委員・児童委員の団体を「民児協」と表現させ

ていただきますが、民児協の皆様は通常の活動に加え、今冬のような豪雪時には大変な苦勞をされたとのことであります。

委員会集約としての調査では、委員からは、民児協の皆様の話聞いて通常の活動の中にも、あるいは災害適用となるような非常時の活動においても行政全般で、また、専門分野の福祉事務所や社会福祉協議会がもう少し気配りすることで、随分と改善されるところがあるという意見が出されております。

民児協の皆様からは、1つ、弱者に対するボランティアの育成や、地域や隣近所の人たちのきずなが強まるような施策、要するに地域力が高まるような施策が必要である。

2つ目、体が不自由で地域に入り込めない人、あるいは、その意欲のない人など状況はいろいろあるが、本当に困っている住民の救済は現状のままでは難しいということ。

3つ目、現在出ている児童虐待数は氷山の一角であること。もっと事情のわかる人、例えば保育園、幼稚園の職員との連絡体制を構築すること。

4つ目、何をすることも個人情報保護法がネックになっていることなど、現場に携わっていなければわからない大切な意見が出されました。

今申し述べたことは協議会での意見の要約であって、残された問題はまだまだあります。民児協の活動ばかりではありませんが、もう少し活動の現場に目を向け、その時々要求されるニーズにこたえるような改善が必要であるとの委員からの強い意見もごさいます。民児協の皆様と当委員会委員の希望により、できれば年内にもう一度協議会を開催する予定であります。

次に、介護保険事業計画についてであります。委員から、介護保険事業についてもごみ有料化問題と同様に、次の期に移る少し前に次期の計画が示されるため、住民の負託を受けている議会が審査、調査をする時間がない。

また、介護計画は1期3年間だが、その3年の間に行政は何をしていたのか。現場ではそれぞれ努力はしているようだが、糸魚川市の介護保険事業をどのようにするかという基本的な理念が見えてこない。

また、毎回、毎回、期が変わるごとに20%程度保険料が増額するのは、到底市民は納得しない。担当課でも、介護保険料が増額する原因をおおむねつかめているようですが、その改善策も、今までの流れの中で行ってきたものと何ら変わりはないという声もあります。

介護保険制度の本来の目的である居宅介護を、どのように進めるのか。今後、重要となってくる介護予防に向けて、どのような施策をとるのか。これらの施策を実行可能とするために必要な住民意識の啓発に、どのような事業を用意するのかなど、委員からのこれらの質問については、今すぐ実行しなければならない施策がたくさんあるのに、担当課からは、これから調査をした後という答弁しか返ってきませんでした。

また、当日の委員会資料として、第6期の保険料の試算ではありますが、7,660円という数字が示されました。これは今期、第5期の5,860円から1,800円の上昇で、30%を超える上昇率となります。

委員からは、値上げの要因の1つとして第5期の、第5期というのは今期ですが、第5期の施設整備計画には約90床の増床計画も含まれており、当然、第6期の介護保険料に上積みされることになるが、どう考えるのかという質問に、担当課からは、施設入所待機者がいるため、施設建設は

やむを得ないという答弁でありました。委員からは、一部の介護事業者の申請を認めるだけで、市民の了解を取ったわけではなく、今まで糸魚川市が介護保険制度でとってきた姿勢と、何ら変わる所がないと声があります。また、そのほか、委員からさまざまな意見が出ましたが、介護保険制度に対する糸魚川市の理念がない状況で、どのような意見を出しても、のれんに腕押しというふうな状況でございます。

担当課は次回の委員会までには、ある程度の方針を示すとの答弁でありました。しっかりとした理念、それに基づくわかりやすい施策、そのようなものを示していただいて、今後、当委員会では具体的な調査に入りたいと考えております。

以上で、市民厚生常任委員会、所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第6．議案第57号から同第59号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、議案第57号から同第59号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第57号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分、議案第58号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分、議案第59号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、いずれも地方税法等の一部改正によるものであります。

議案第57号の市税条例の一部改正の主な改正点は、市民税において申告書提出規定の整備、東日本大震災の特例措置の追加等、固定資産税においては、住宅用地に関する負担調整措置の廃止等

であります。

議案第58号の都市計画税条例の一部改正の主な改正点は、固定資産税と同様の住宅用地に関する負担調整措置の廃止等であります。

議案第59号の国民健康保険税条例の一部改正の主な改正点は、市民税同様に東日本大震災の特例措置の追加であります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたしますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

竹之内市民課長。〔市民課長 竹之内 豊君登壇〕

市民課長（竹之内 豊君）

議案第57号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をいたします。

今回の改正は、平成24年度の税制改正を実施するための地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、本年3月30日に成立し、翌31日に公布されたことに伴い、当市の平成24年度の市民税及び固定資産税の賦課に反映させるため、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正点であります。議案書の3ページをごらんください。

第24条の2につきましては、公的年金所得のみを有する方が寡婦（夫）控除を受ける場合は、これまで市民税申告書の提出が必要でありましたが、公的年金の受給者が支払者に提出する扶養親族届出書に、寡婦（夫）控除の記載欄が設けられることになり、年金支払者から市へ提出される課税資料に基づいて控除の適用が可能となるため、市民税の申告義務を規定した条文から当該控除の文言を削除したものであります。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の2、附則第13条及び附則第15条の改正は、固定資産税の土地にかかるものでありまして、平成23年度で期限切れとなる下落修正措置と、商業地等及び農地にかかる負担調整措置を、平成26年度までの3年間延長する一方、住宅用地に関する負担調整措置を廃止するものであります。

この住宅用地の負担調整措置につきましては、バブル経済期の急激な地価上昇等により、本来の課税標準額と前年の課税標準額に著しい差が生じた土地について徐々に課税標準額を上昇させ、その割合が80%に達した時点で課税標準額を据え置く特例措置を平成9年度から継続をしてきましたが、不公平是正の観点から段階的に廃止することとし、平成24、25年度は経過措置として90%の据え置き特例を残し、平成26年度に廃止するものであります。

当市におきましては住宅用地の約3割、固定資産税の納税者のうち約4,500人が、この廃止の影響を受けることとなり、平成24年度の経過措置において、前年度より増額となる固定資産税の税額は市全体で約240万円、お一人当たりの平均で年530円程度と見込んでおります。

4ページの附則第20条の2は、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人、または一般財団法人が、平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館、幼稚園にかかる固定資産税を非課税とする特例措置が追加されたことに伴い、規定を整備したものであります。

附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る規定を整備したもので、災害により滅失した居住用の家屋の敷地を譲渡した場合の市民税課税額軽減の対象となる譲渡期限が、通常は3年以内であるものを、東日本大震災の被災者に限り7年以内といたしたものであります。

5ページの附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に係る規定を整備するもので、被災した住宅の住宅ローン控除と、再取得をした住宅の住宅ローン控除を、重複して適用できることといたしたものであります。

次に、6ページの改正附則であります。第1条で、施行期日を平成24年4月1日とし、第24条の2の市民税の寡婦（夫）控除に関する改正のみ、平成26年1月1日からと規定をいたしております。

また、第2条では、市民税に関する経過措置、第3条では、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定をいたしております。

続いて、議案第58号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をいたします。

これにつきましても地方税法等の一部改正が、本年3月31日に公布されたことに伴い、当市の平成24年度の都市計画税の賦課に反映させるため、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正点であります。議案書3ページの附則第4項から4ページの附則第15項までを、議案第57号でご説明いたしました固定資産税と同様に改正をいたしまして、土地の下落修正措置と商業地等及び農地に関する負担調整措置を3年間延長する一方、住宅用地に関する負担調整措置は、平成24、25年度の経過措置を残した上で、平成26年度に廃止するものであります。

当市におきましては、この都市計画税の納税者のうち約1,400人が、固定資産税とあわせて負担調整措置廃止の影響を受けることとなり、平成24年度において前年より増額となる都市計画税の税額は、市全体で約24万円、納税者の一人当たり平均では、年170円程度と見込んでおります。

4ページから5ページにかけての改正附則では、施行期日を平成24年4月1日とし、経過措置を2から4まで規定をいたしております。

次に、議案第59号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をいたします。

これにつきましても地方税法等の改正が本年3月31日に公布されたことに伴い、当市の24年度の国民健康保険税の賦課に反映をさせるために、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

議案書の3ページをごらんください。

改正点は、附則に第25項を加えるもので、議案第57号でご説明いたしました市民税と同様に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る規定を整備をいたしたものでございます。

なお、改正附則で、施行期日を平成24年4月1日といたしております。

以上で説明を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号、専決処分の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第58号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第59号、専決処分の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

日程第7．議案第60号から同第63号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、議案第60号から同第63号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第60号は、平成23年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ2億8,518万1,000円追加をし、総額を295億7,799万4,000円といたしております。

これは地方交付税の追加に伴う基金積立金の追加と、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金及び臨時市町村道除雪事業費補助金の追加に伴う財源変更が主な内容であります。

議案第61号は、平成23年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を2億6,950万円といたしております。

歳出の主なものは、一般利用者の宿泊者数がふえたことによる経費の増額であります。

議案第62号は、平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告でありまして、繰越明許費の補正であります。

議案第63号は、平成24年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ2,218万3,000円を追加し、総額を297億5,218万3,000円といたしております。

歳出の主なものは、4月3日の暴風被害による修繕費等の復旧費用でございまして、詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたしますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

企画財政課長（齊藤隆一君）

議案第60号、平成23年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分の内容について説明をいたします。

今回の補正は例年のとおり3月30日付で整理補正を行ったものであり、第1条では、歳入歳出それぞれ2億8,518万1,000円追加し、歳入歳出それぞれ295億7,799万4,000円といたしたものであります。

この補正の主なものは、地方交付税の追加に伴う基金積立金の追加と、臨時市町村道除雪事業費補助金の追加、さらには社会資本整備総合交付金、及び学校施設改善交付金の追加に伴う財源変更であります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書で説明をいたします。

予算書の14、15ページをお願いいたします。

歳出の主なものを説明いたします。



2 款、総務費、1 項 1 目、財産管理費の 2 6、基金積立金では、地方交付税の追加等に伴い財政調整基金積立金で 3 億円、減債基金積立金で 1 億円、文化スポーツ振興基金積立金で 3,000 万円の追加、8 款、土木費、2 項 2 目、道路除排雪費では、臨時市町村道除雪事業費補助金の追加に伴う財源変更であり、6 項 2 目、街路事業費では、社会資本整備総合交付金の追加に伴う財源変更であります。

10 款、教育費、2 項 3 目、学校建設費では、磯部小学校改築工事の請け差の減額と、学校施設環境改善交付金の追加に伴う財源変更であります。

12 款、公債費、1 項 1 目、元金、及び 2 目、利子では、償還額の確定に伴う精算であります。次に、歳入の主なものを説明いたします。

予算書、12、13 ページをお願いいたします。

10 款、地方交付税は、特別交付税 2 億 5,778 万 8,000 円の追加、14 款、国庫支出金は臨時市町村道除雪事業費補助金 7,800 万円ほか、社会資本整備交付金と学校施設環境改善交付金の追加であります。

17 款、寄附金では、一般寄附金 3,000 万円の追加、21 款、市債につきましては、市債充当事業の財源調整に伴う減額であります。

次に、6 ページをお願いいたします。

第 2 条関係の繰越明許費の補正は、第 2 表のとおりであり、繰越明許費の追加につきましては、一般廃棄物最終処分場適正化事業ほか 2 事業で 7,167 万 8,000 円の追加であり、繰越明許費の変更につきましては、火葬場整備事業で 33 万 8,000 円の増額としています。

次に、7 ページをお願いいたします。

3 条関係の地方債の補正は、第 3 表のとおりであり、地方債の変更につきましては、学校施設整備事業ほか 1 事業で 3,030 万円の減額であります。

以上で、平成 23 年度一般会計補正予算（第 9 号）の説明を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結をいたします。

これより議案第60号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。  
 本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第61号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

議案第61号の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

久保田能生事務所長。〔能生事務所長 久保田幸利君登壇〕

能生事務所長（久保田幸利君）

大変失礼いたしました。

それでは、私のほうから議案第61号、平成23年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の内容について、ご説明をいたします。

今回の補正は、利用者増加に伴う必要な経費を、3月30日付で専決いたしましたものであります。

第1条では、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,950万円といたしましたものでございます。

歳入歳出について、事項別明細書で説明いたします。

まず、歳出であります。議案書12、13ページをお願いいたします。

1款、施設事業費、1項1目、権現荘費、事業番号6、権現荘管理費では、ボイラーの灯油や除雪車の軽油等、燃料費120万円の追加。事業番号11、権現荘運営費では、利用客の増加により臨時雇賃金50万円、食材料費80万円、手数料50万円を追加するものであります。

次に、歳入についてであります。議案書10、11ページをお願いします。

1款、使用料及び手数料、1項2目、温泉施設使用料、1節、権現荘使用料で、一般宿泊分

300万円の追加であります。

以上で、平成23年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお祈いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

小林ガス水道局長。〔ガス水道局長 小林 忠君登壇〕

ガス水道局長（小林 忠君）

それでは、議案第62号、糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。内容は、繰越明許費の補正でございます。

4ページをお開き願います。

本件は、新潟県事業として進められております県道中尾水込線改良工事に係る中尾橋架けかえに伴います、同橋に添架をしてございます市営の中尾新戸簡易水道の配水管を仮設橋へ移設、その後、本橋に添架してございます同配水管の撤去のための工事支度金でございますが、県工事の手續のおくれから、23年度中に支払いを予定いたしておりました工事前払金相当が24年度に繰り越しをされたため、額の補正増をさせていただきたいというものでございます。

説明は以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

企画財政課長（斉藤隆一君）

議案第63号、平成24年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分の内容について説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,218万3,000円追加し、歳入歳出それぞれ297億5,218万3,000円といたしたものであります。

この補正は、去る4月3日の暴風に伴う被害の復旧に要する費用について4月4日付で専決したものであり、議員各位には被害状況とあわせ専決補正についても一覧表でお届けした内容であります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書で説明をいたします。

予算書、12、13ページをお願いします。

歳出の主なものを説明いたします。

2款、総務費、1項1目、地域振興費の21、地区集会施設整備助成事業では地区の集会施設に対する補助、11款、災害復旧費、3項1目、学校施設災害復旧費の1、現年学校施設災害復旧事業では、今井小学校体育館の災害復旧工事。

14、15ページをお願いいたします。

4項1目、庁舎災害復旧費のうち現年庁舎災害復旧事業では、青海事務所車庫の災害復旧工事と寺町車庫及び青海事務所の施設修繕料、2目、普通財産災害復旧費のうち現年普通財産災害復旧費では、根知小学校旧寄宿舎と藤崎就労センターの施設修繕料、3目、観光施設災害復旧費の1、現年観光施設災害復旧費では、ポッカ茶屋の災害復旧工事と、シャルマン火打スキー場及びシーサイ

ドバレースキー場などの施設修繕料、4目、公園施設災害復旧費の1、現年公園災害復旧費では、美山公園と須沢臨海公園の施設修繕料であります。

次に、歳入について説明いたします。

予算書、10、11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、前年度繰越金を充てております。

以上で、24年度一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

議長(古畑浩一君)

以上で、議案61号から63号までの説明が終了いたしました。

なお、先ほど議案第61号につきまして、専決処分の承認を求める採決をいたしましたが、この採決は無効といたします。

これより61号から63号までの質疑からやり直しを行います。

議案第61号から63号について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第61号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第63号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

日程第8 . 議案第64号から同第69号まで

議長(古畑浩一君)

次に、日程第 8、議案第 6 4 号から同第 6 9 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 6 4 号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、山ノ井保育園（仮称）新築工事遅延等に係る職員の管理監督責任を重く受けとめ、市長及び副市長の給料を 7 月の 1 カ月間、20%減額をするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 5 号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでありまして、山ノ井保育園（仮称）新築工事の工事遅延により、新しい園舎に移ることを心待ちにいたしておりました山ノ井保育園の園児及び保護者の期待にこたえられなかった責任、並びに職員の監督責任を重く受けとめ、教育長の給与を 7 月から 9 月までの 3 カ月間、10%を減額をするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 6 号は、社会体育施設条例の一部改正についてでありまして、南能生体育館の廃止に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 7 号は、財産の譲与についてでありまして、須沢共同墓地の敷地となっている市有地について、墓地を管理運営する一般社団法人須沢厚益会に無償で譲与したいので、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 6 8 号は、和解についてでありまして、山ノ井保育園（仮称）新築設計業務委託に基づき納入された設計図書により建築確認申請をいたしました。が、建築確認済証の交付に至らず、当初開園予定日に開園できなかったことについて、株式会社クレイズプランが本市に対し 1,400 万円を支払い和解することについて、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 6 9 号は、財産の取得についてでありまして、水槽付消防ポンプ車の老朽化に伴い、迅速な消防活動の向上を図るため、消防車の買い換えをいたしたいものであります。

取得予定価格は、4,272 万 4,500 円で、契約の相手方は、株式会社大昭安全であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 . 議案第 7 0 号から同第 7 9 号まで、及び議案第 8 4 号から同第 8 6 号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 9、議案第 7 0 号から同第 7 9 号まで、及び議案第 8 4 号から同第 8 6 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 7 0 号は、駐車場条例の一部改正についてでありまして、糸魚川駅前自動車駐車場の廃止、及び自動二輪車を自転車駐車場に駐車できる車両として明文化するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 1 号は、下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正についてで、議案第 7 2 号は、集落排水条例の一部改正についてでありまして、今井地区農業集落排水処理施設の区域を公共下水道区域に編入するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 3 号は、集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正についてでありまして、今井地区農業集落排水処理施設の区域を公共下水道区域に編入することにより、下水道事業受益者負担金に関する条例との区分の表現方法を統一するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 4 号は、公有水面埋め立ての免許の出願に関し意見を述べることにについてでありまして、国土交通省所管の公有水面を県が埠頭用地として造成することについて、異議のない旨回答したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 7 5 号は、公有水面埋立地の用途変更に関し意見を述べることにについてでありまして、埠頭用地を埠頭用地及び道路用地に用途変更することについて、異議のない旨回答したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 7 6 号及び議案第 7 7 号は、市道の廃止及び認定についてでありまして、議案第 7 6 号は、姫御前道 2 号線など市道 3 路線の廃止について、議案第 7 7 号は、姫御前道 2 号線などの市道 3 路線の認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 7 8 号及び議案第 7 9 号は、字の変更についてでありまして、土地区画整理事業及び市道改良工事に伴い字混在箇所を整理し、また、隣接する区域との字界線の位置の整合を図るため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 8 4 号は、平成 2 4 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、今井地区農業集落排水処理施設の区域を公共下水道区域に編入することに伴い、歳入歳出それぞれ 1, 8 9 9 万円を追加し、総額 2 8 億 2, 9 5 9 万円といたしております。

議案第 85 号は、平成 24 年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、今井地区農業集落排水処理施設の区域を公共下水道区域に編入することに伴い、歳入歳出それぞれ 2,092 万 3,000 円を減額し、総額 3 億 4 47 万 7,000 円といたしております。

議案第 86 号は、平成 24 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）でありまして、資本的支出では、企業債繰上償還金を 1 億 1 20 万円追加をし、総額 6 億 9,980 万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、建設産業常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 . 議案第 80 号から同第 82 号まで、及び議案第 87 号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 10、議案第 80 号から同第 82 号まで、及び議案第 87 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 80 号は、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳の一部改正する法律の施行に伴い、関係する条例について、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 81 号は、斎場条例の一部改正についてでありまして、糸魚川市斎場の供用開始に伴い、糸魚川市火葬場を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 82 号は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでありまして、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票が閉鎖されるため、規約の変更を行いたいものであります。

議案第 87 号は、平成 24 年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 80 万 4,000 円減額し、総額 1 億 2,219 万 6,000 円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、市民厚生常任委員会に付託をいたします。

それでは、ここで昼食時限のため暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第11．議案第83号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第11、議案第83号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第83号は、平成24年度一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億3,963万7,000円を追加し、総額299億9,182万円といたしております。

歳出の主なものは、2款、総務費では、普通財産管理費及び一般コミュニティ助成事業の追加であります。

3款、民生費では、地域密着型施設整備支援事業の追加、4款、衛生費では、簡易水道統合整備事業の追加であります。

6款、農林水産業費では、農業施設被害復旧支援事業及び林道施設維持管理費の追加であります。

7款、商工費では、スカイパーク振興事業の追加、8款、土木費では、克雪地域づくり除雪機貸与事業、融雪施設整備事業及び公共下水道特別会計繰出金の追加、集落排水・浄化槽事業特別会計繰出金の減額であります。



9款、消防費では、緊急防災減災事業の追加、10款、教育費では、小学校営繕事業の追加であります。

11款、災害復旧費では、単独農地農業用施設災害復旧事業、単独林業施設災害復旧事業、及び現年林道施設災害復旧事業の追加であります。

歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしております。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

付託区分につきましては、お手元に配付してございます議案付託表により、ご了承を願います。

日程第12．発議第3号及び発議第4号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第12、発議第3号及び発議第4号を一括議題といたします。

発議第3号の提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

松尾議員。〔21番 松尾徹郎君登壇〕

21番（松尾徹郎君）

発議第3号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

昨年12月の定例会において、議会改革の1つとして議員定数検討委員会が設置され、本年3月末日までの約3カ月間、委員12名により協議を重ねてまいりました。

その間、委員より、市民の意向も聞くべきではないかという提案もあり、全会一致でその方向で

検討委員会が進められ、各会の代表者から組織されている糸魚川地区、青海地区、能生地区、3地域の地域審議会委員の皆様から、2度にわたりご意見をいただいたところであります。

出席された3地域、それぞれの地域審議会委員の皆様から貴重なご意見をいただきましたが、必ずしも3地域の意見は一致してはいなかったものの、やはり現在の26名という定数は見直すべきであるとの意見では、ほぼ共通していたように思います。検討委員会としても市民からのご意見を参考にしながら、加えて各議会の動向も見ながら、制約された期間内に結論を出すべく真剣に協議を重ねてまいりました。

議員定数検討委員会で出された各委員のご意見は大いに参考となり、傾聴に値しましたが、今後の糸魚川市の状況を考慮しますと、少子高齢化と人口減少が一層進むものと思えますし、財政的にも大変厳しい時代を迎えつつあります。また、合併後の糸魚川市をより発展し、新市の一体感も醸成しなければなりません。そのためにも、まず、議会みずからが率先して現状を改革するべく、行政改革の一助とならなければならないと判断いたします。

最後まで具体的な数字を絞り込むまでには至りませんでした。各自治体の動向、また、将来の糸魚川市を考えたとき、現在の26名から6名減の定数20名が妥当であると判断いたします。

定数削減により議会のチェック機能はどうなるのか、市民の声が届きにくくなるのではないかというご意見もありますが、そこは議員みずからが今まで以上の努力をすることにより、補えるものと確信いたします。

以上、今までの経過と提案理由の説明をいたしました。皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認めます。

次に、発議第4号の提案理由の説明を求めます。

保坂良一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔10番 保坂良一君登壇〕

10番（保坂良一君）

発議第4号を提案申し上げます。

今まで議会の中で議員定数について3カ月間検討してまいりましたが、やはり議員の検討の中では、20名と22名という意見が分かれておりましたので、我々賛成する仲間としては、22名の議員定数ということで提案をしたいと思っておりますので、提案を申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいま7名の議員より討論の通告がありますので、順に発言を許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔2番 保坂 悟君登壇〕

2番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第3号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容である議員定数を20人とすることに賛成の討論を行います。

過去における議員定数の決め方は、法定定数という1つの基準と、議会運営委員会を中心に議員みずからが定数を決めてまいりました。しかし、現在は法定定数がなくなり、各自治体が主体性を持って議員定数を決めることに変化してまいりました。糸魚川市議会においては、市民にわかりやすい議会を目指し、昨年正副議長選出では候補者の所信表明を行うなど、議会改革に取り組んでおります。

現古畑議長が議会運営委員会に提案した議会改革の私案では、議会改革を進めるに当たって、市民との意見交換の場を大切にすることを主張されており、今回の定数検討委員会においても、その意をくむように市民の意見を聞くことにこだわってきた経過があります。ただ、このたびの定数検討委員会を設置するタイミングが、結果的に審議する期間を短くし、多くの方との意見交換ができなかったことは少し残念ではありますが、市民からの意見の聞き取りについて各議員の総意として、3地域の地域審議会メンバーとの意見交換が実現し、1つ前進したと確信しております。

3地域の意見は、議員定数を削減することで一致しておりました。能生地域審議会との意見交換の中では、民意の反映に影響があるため削減を慎重にすべきという個人の意見がありましたが、地域審議会の総意としてのものではありませんでした。これに比較し糸魚川地域審議会では、定数を20人以下という具体的な提案があり、これは糸魚川地域審議会の総意であることを確認しております。個人的意見ではないということを考えますと、大いに尊重すべき内容と私は受けとめております。

私自身、議員が民意を行政に反映させるためには、各議員の調査研究の活動量と、議員みずからが見聞きした現場の声などをもとに、客観性ある発言の量によって決まるものと思っております。そこで、これまでの一般質問や各委員会などの活動や発言を振り返る中で、20人の議員が専門的に議員活動を行えば、民意を十分反映させた議論ができると考えております。

私は3年前の平成21年6月議会、一般質問において、議員定数と議員報酬、並びに市議会議員に立候補するものの環境整備について市長の考えを伺っております。そのときから定数は20人を提案し、報酬については若い人や女性が立候補しやすい環境を整えるように議論すべきことを主張してまいりました。その経過から、このたびの議員定数検討委員会設置に当たり議会運営委員会において、議員報酬や議会費の総額についても議論すべきことを主張してまいりましたが、定数検討委員会では、あくまでも議員の定数のみを審議するというように限定されました。そこで私は過去の発言にあわせ、まず、定数20人を実現することに的を絞り、同僚議員に対して理解を求めてまいりました。

そのような中、糸魚川地域審議会の皆様の総意として、20人以下という提案をいただいたことは心強く感じております。ほかの2つの地域審議会からは、審議会の総意としての具体的な数字は示されませんでしたので、まず、20人で議会活動を行わせ、その活動ぶりを見たいというのが、各審議会の純粋な考えと認識しております。

これまでの経過の中で、もし20人の定数を認めないとなると、今回の地域審議会の方たちよりいただいた意見を無視したことになってしまいます。それではお時間をつくってくださった審議会の方々を愚弄することになります。絶対に、そういうふうなことがあってはならないというふうに私は考えております。これまでのように議会だけで定数を決めるのではなく、市民の意見を取り入れた中で定数を決めるというところに価値があることを改めて強調し、定数20人に対して各議員の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

議長（古畑浩一君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

発議第4号に、賛成の立場で討論を申し上げたいと思います。

昨年12月14日、分権改革の進展に伴い、地方議会の裁量権も拡大しつつある中で、地方議会は住民の代表機関として政策立案能力や監視機能の強化が求められていること。さらに住民の負託に的確にこたえ、わかりやすい議会とするための議会改革も必要であることから、議会改革において重要課題である議員定数について住民及び市民団体等の意見調査を行うよう、議会運営委員会から諮問を受けて、議員定数検討委員会が発足をいたしました。

1月末から青海地域審議会、それから糸魚川地域審議会、それから最後であります、能生地域審議会と、ご意見を拝聴してまいりました。それを受けて私ども議員間で、活発な討論を行ってき

たわけでありませけれども、3 審議会とも論議の方向は、定数の削減であったというふうに思っております。

議会運営、議会活動に対する疑問、近年の全国の議員定数の動向や近隣自治体の定数削減の動きから、厳しいご指摘があったというふうに思っております。中には具体的に、数そのものを提案されたところもありました。しかし、そうした状況の中で能生地域のように、高齢化や過疎の進展によって地域の現状等を考えるときに、慎重に進めるべきであるという、過度な削減には問題があるというご意見もありました。まちづくりそのものの視点からの意見の提案であったというふうに思っております。

意見調査の結果を受けて、議員間の討論を活発に行いましたけれども、私たち市民ネット21では糸魚川市の人口減少、ジオパーク、新幹線、並行在来線、まちづくりや多くの市民生活に直結した要求を考えると、過度に定数を減らすべきではないこと。若い方々やあらゆる階層、地域からの選出があって、議会活性化が図られていくものというふうに思います。糸魚川市議会は常任委員会を重要視していることから、3 常任委員会で、7 人以上は私は必要ではないかというふうに思っております。

したがいまして、定数22名に賛成いたします。皆様のご賛同を得られますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上で討論を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、中村 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

中村議員。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

清生クラブの中村 実です。

私は議員定数20人に対し、賛成の立場で討論を行います。

議員定数につきましては、昨年度において市民の皆様の声をお聞きし、その内容を踏まえ、この問題について議会運営委員会のもと、議員定数検討委員会を設置し、3地域の地域審議会の皆様からのご意見をお聞きしてまいりました。

このご意見の中では、定数削減を前提に20人以下という声が多くあった一方、合併後、地域間格差が進んでいる現状から、今よりもさらに地域の声が市政に反映されなくなってしまうのではないかと危惧する声もあり、急激な削減を望まないというご意見もありました。

これらのご意見をお聞きする中においては、私たち議員と市民の皆様との考えの違いを強く感じたという議員もおりましたが、私たち議会では真摯に市民の皆様の声を受けとめる中で議論を進めてまいりました。私たち議員は市民の代弁者であるという原点に立ち返り、この問題に対する多くの市民の皆様のご意見に沿うような対応を図ることは、まさに議会議員としての務めであると考えているところであります。

また、国をはじめ地方自治体にあっても、現在の危機的な財政状況を考えた場合に、行政改革は避けて通れない問題であり、その強力な推進は、今まさに求められている喫緊の課題であります。

近隣自治体においても、また、多くの全国の自治体にあっても、議員定数の削減が行われてきております。

議員定数検討委員会でも、削減が進むと市民の声を市政に届けることができなくなるという意見や、定数の削減により健全な議会の振興が図れなくなる。また、委員会の審査等ができなくなるといった意見も多く聞かれましたが、これは議員みずからの問題であり、私ども議員は常に資質向上に努めるとともに、議員としてみずからの努力により、これらの問題を解決していくことが求められるものだと考えております。議員定数が20人になっても、市民の皆様の少数意見にしっかりと耳を傾け、地域間格差の解消に努力することは、常に念頭に置いておくべき事柄だと考えております。

今回の議員定数削減に対する厳しいご意見と、地域によっては、さらに大きな格差を生ずることになるのではないかと市民の皆様のご意見は、私たち議員に突きつけられた大きな問題であると感じております。この課題解決のためには、議員一人一人が市民の代表であるという自覚をさらに深め、議会改革を推進するとともに、議員活動の充実を図ることが私たちに課せられた最も重要な事柄であります。

以上のことから、議員定数の削減は市民の皆様のご意見を尊重するとともに、先ほども申し上げました行政改革の大きな柱としての取り組みであることなどを勘案したときに、議員の資質向上と議会改革による機能強化を進めることで、地域間格差の解消にも対応できる。いや、積極的に対応し、市民の皆様の負託におこたえしていかなければならないものであります。

よって、現在の議員定数を6人減らし、20人にすることに賛成するものであります。

議員各位におかれましても、市民の皆様のご意見は大変重いものがあり、市民の代表者である議員として、その責任を認識していただき、賛同をお願いし賛成討論といたします。

議長（古畑浩一君）

次に、池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党議員団の池田達夫です。

私は発議第4号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、賛成討論を行います。

市議会議員の定数については、現在26人ですが、市議会において議員定数検討委員会が設置され、検討されてまいりました。3月26日の検討委員会で20人、または22人という結論が出され、議会運営委員会に答申され、議会運営委員会で議論されましたが、20人または22人の両論併記となっていたものであります。今回の発議は、これらの結論を受け掲出されたものであり、発議第4号は、議員定数22人にするものであります。

以下、何点か意見を述べ、賛成討論を行います。

言うまでもなく、地方自治体の主人公は住民であり、市民であります。市議会議員は市民を代表して、その声を市政に反映し、また、市長の施策に誤りがないようにチェックするという重要な役

割があります。そのためには議員の数は、一定数の確保が必要なわけです。

また、市議会議員は市民と市政をつなぐパイプの役割を果たしているものであり、議員定数は、このパイプの太さをあらわすものと言うことができます。平成の大合併により、特に新潟県内においては、議員の定数が大幅に削減されております。次々に議員定数が削減されていき、これで本当に多様な意見を反映させていくことが可能なのか。また、少数者の意見はだれが代表するのかと危惧する声も出ております。

市民の中には、議員定数をさらに削減すべきという声があります。議員が何人いても私たちの生活はよくなる、あまり役に立っていないのではないかという声さえあります。本来、自分たちの声を代弁するはずの議員を減らせという声が多く上がる理由は何でしょうか。景気は一向に回復しない、リストラで職を失い、医療費が上がり年金は減る、政治家は一体何をやっているのかという、言うならば現在の政治に対する不信感の中で、こうした声が出てきているのではないのでしょうか。このような市民の意見を生かす場合に大事なことは、単純に結果として出てきた数字のみで判断するのではなく、市民の意見の真意がどこにあるのかを、しんしゃくすることではないでしょうか。

昨今の経済状態の悪化から、市民の間には行財政改革を進め、税金の無駄遣いをなくしてほしい。負担をできるだけ軽くしてほしいという声が、かつてなく強まっております。こうした市民の思いが、議決機関みずからが身を削るかのような提案、つまり総体的に少ない議員定数への賛意としてあらわれているのではないのでしょうか。

一般的に少ない議員定数は大会派に有利に、無党派など小会派には不利に働き、結果として議員定数削減は、広範な意見を切り捨てる結果となります。それは市民が市政に参加する権利を、狭めるものになるのではないのでしょうか。

あと3年で合併して10年となり、地域審議会がなくなります。今のところなくなった後、上越市のような公選制の地域協議会がつけられる見通しはありません。過疎、高齢化で区長のなり手がいないという声も聞きます。人口減少に地域差も出ております。今、市議会議員に求められていることは、こうした市民の切実な願いにこたえ、市政の無駄を指摘して、是正させ、市民負担をできるだけ軽減する市政を執行させることにあると考えます。同時に、こうした市民の皆さんの不信感を払拭するには議員が日々研鑽し、市民の負託にこたえる活動を強めることが必要であります。

生活が厳しくなる中で、議員が果たさなければならない役割は、ますます重要になっております。

以上のことから日本共産党議員団は、自治の仕組みを強化する検討とともに、議員定数については前回市議選以後の人口減少を加味し、議会運営上のことも考え、現行に近い定数24を提案してきました。しかし、私たちの提案する24人は通りませんでしたので、今回の議員定数改正においては、より私たちの提案に近い、発議第4号の議員定数22人に賛成するものであります。

以上であります。

議長（古畑浩一君）

次に、野本信行議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

野本議員。〔22番 野本信行君登壇〕

## 2 2 番（野本信行君）

新政会の野本信行であります。

発議第 3 号、議員定数 2 0 名とする案に賛成の討論を行います。

議員定数見直しに関し、議会内に議員定数検討委員会が設置、協議を重ね、また、市民を代表する方々として市内 3 地区の地域審議会委員と、議員定数に対する意見をお聞きする会を開催し、議会内外の意見をもとに、これまで検討、協議を重ねてまいりました。

私たち新政会は、当初から 2 0 名が妥当であるとの主張をしてまいりましたが、その客観的根拠には人口減少の進行、自主財政規模の厳しさ、行財政改革の推進などの観点から他市との定数比較も行い、1 つ、人口減少に歯どめがかからず、合併前の 5 万人強が 2 年後には 4 万 3, 0 0 0 人と推計されていることから、4 万人強規模の他市の議員定数を参考にしておること。

2 つ、財政事情として合併特例債約 1 9 0 億円が間もなくなくなること。国家財政も大変厳しくなっていることから、交付金や補助金への期待が弱くなっていくことなどから、市の財政運営もますます厳しくなっていくこと。

3 つ、人口減少の中で、少子高齢化がさらに進行することが推定され、地元商業、産業界の振興見込みや、今後の福祉・医療への財政負担などを総合的に考慮していかなければならないこと。

4 つ、当市は広域で生活をしており、その地域での問題点や要望の把握と対処が必要であります。議員定数の削減は市民全体の代表であり、議会として、議員として、糸魚川市の実態に即した議会改革と議員自身の資質の向上を一体のものとしてとらえ、新たな議会運営と活動の展開により十分対処可能であるということを考えております。

以上、4 点の観点から、議会みずからが諸情勢の厳しさを認識し、対処すべきとの判断から、新政会として 2 0 名とする案に賛成するものであります。

議長（古畑浩一君）

次に、五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

五十嵐議員。〔1 7 番 五十嵐健一郎君登壇〕

## 1 7 番（五十嵐健一郎君）

発議第 4 号、本則中「2 6 人」を「2 2 人」に改める条例の賛成討論を、奴奈川クラブを代表してさせていただきます。

時代の変換期、議会では調整と統合能力、合意形成を図る専門性が非常に重要であり、現在、糸魚川地域が陥っているさまざまな課題の閉塞状況を乗り越えていく、いわば突破力を持った議会が必要になってきていると言われております。

地域間競争に勝ち抜くためにも、議員の政策立案能力の確立と向上も必須であり、夢のある議員提案、政策条例などを実現する新しい時代になってきており、変革を求められている糸魚川市。スピードの時代にふさわしい、多数のチャレンジャー的立候補の登場が期待されており、大切であります。

そんな中、検討委員会で 3 地区、三様の考えをお伺いしました。合併で、地域格差が特に広がっている。地域にばらつきがあり、人口の多いところに何でも集中している。議員を減らす必要がな



いことや、豪雪地帯や中山間地域では少子高齢化、過疎化が激しく、弱い立場の人の意見にもしっかりと耳を傾けてほしいなどの意見があり、また、糸魚川市は広大な面積を有する中、開業を控える北陸新幹線や並行在来線、松系連絡道路、東バイパス、さらに産業振興、子ども一貫教育、福祉・医療、27年問題など大きな課題や問題が、まだまだ山積しております。

老若男女、多種多様、いろいろな分野から代表者を出すべきで、さまざまな立場から自由闊達な意見が必要です。なり手が絞られ、若者や女性の出馬に限られます。市議会議員を専門のプロとして位置づけるべきであり、ますます期待するような能力の人が議員にならなくなるため、大幅な定数削減は避けるべきであります。市全体を代表する議員としての位置づけのもと、適正定数にすべきであります。

3 常任委員会で7名が必要であり、プラス議長で22名、4名削減が最も妥当な数字であることを述べさせていただきまして、22名の賛成討論といたします。

議長（古畑浩一君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本則中「26人」を「20人」に改めるとの発議第3号について、賛成討論をさせていただきます。

まず、初めに述べさせていただきたいところがあります。

その1つが、各議員の今の賛成討論、特に20人の賛成討論の中にもありましたけれども、本来、議員定数については絶対的な数値がありません。しかも、その背景は極めて多角的、多面的でもあります。しかしご承知のとおり、今も取り上げられましたけれども、去年12月14日の検討委員会の諮問、そして3月26日の議会運営委員会への答申と、ごく限られた期間内での結論づけという状況下で、結果的に今日、このたびのような状況に至ったというのが実態でありました。

確かに絶対的な数値はない、しかも自治法も改正されております。けれども、今申し上げたことについて改めて考えを及ぼす、また今回は機会でもないかと、必要があるうかと思えます。

いま1つ、これから述べますけれども、私は18人案をベストとして訴え続けてまいりましたが、今ほど申し述べた流れの中で、現実をベストにより近づけるため、そして私のこれから述べます理念を少しでも進めるため、生かすためと考え、今日ただいまに至ったわけであります。

本論に入らせていただきます。

まず、市民の声であります。少数精鋭、20人を超えるべきではない、来期を含め2度の選挙を見据えた定数が望ましいなどと市民の声を代弁、削減が大半を占めている。あるいは、人口そのものが減っている。そういう中で、議員がそのままというのは疑問。あるいは少数精鋭で、20人以下が適正とする声が目立った。これは新聞報道そのままであり、ほぼ。

ここで私が力説しておきたいことがあります。せっかく市民の声をお聞かせいただきたいということで、そういう機会をつくってまいりました。そして、それなりに具体的な提言までいただいて

おるわけでありませぬ。聞かせていただいた。である以上できる限り尊重すべきが、私は民主主義のセオリーではないかと、こういうふうに思います、これが1つ。

それから、いま1つ、これは各市の現況であります。これはこれまでも検討委員会なり、あるいは議会運営委員会でも取り上げられてきましたけれども、改めて取り上げてみますと、県下7市で、糸魚川を除くと18.9人、糸魚川を入れて平均しても19.8人。北信越では27市ありますが、類似の市が、17.8人、糸魚川を入れると28市になって18.1人、こういう数字が出ております。ついこの間、阿賀野市で22人を20人に減らしました。こうなると県下の平均数が、またちょっと下がっております。これらは極めて客観的なデータとして、参考にすべきものと私は考えます。

次、先ほども言いましたけれども、私の理念であります。私は先ほど言いましたように、18人を常々主張してまいりました。その根拠、あるいは理念というのは、議員定数減が生み出す、あるいは及ぼす影響として、議会の効率的、合理的な対応力が高められ、市民サイドからする安心感、一体感につながると。

2つ目に、当選ラインが上がることにより、選挙は部分的利益の競合から、全体的利益をどう高めるかに力を入れて市民に問うことになる。必然的に政策重視型議会が施行され、これが議会の行政チェック機能を高める。

3つ目に、政策重視、行政チェック機能強化により、限られた財源を生かし切った行政財政運営が、より市民に身近なものとなる。

4つ目に、これら市民全体を見据え、立脚した広域的対応が定着することにより、結果として、議会への市民の信頼が向上する。

5つ目に、結果、有為な人材が議会人を目指し、複雑多様化する市民、社会が一体化するなどを訴えてまいりました。以上であります、私の理念であります。

それから、私たちがこれから見据えなきゃならないこと、留意しなきゃならないこと、考えなきゃならないことを、もう1点つけ加えさせていただきます。

確かに審議の過程で、あるいは日ごろの市民の皆さんとのいろんな意見の交換の中で出てきている意見、これにはへき地対策はどうか、あるいは地域格差がどうか、あるいは多様な意見はどうか、少数意見をどうするんだ、あるいは弱者がどうか。こういう不安といいまじょうか、留意しなきゃならない点があります。しかし、これは数を減らすということと、イコールではないはずであります。

まして私は減らしさえすればとか、類似各市の平均値に右へ倣えしろなどと、やみくもに主張してきたわけではありません。前述のような理念、主張を背景にしての減員の訴えでした。しかし、そういうような、今申しましたようないろんな不安、留意すべき点があります。そこで十分留意しなければならぬことがあります。

それは地域内の、あるいは個々人の、これは表現が違いますけれども、地域内、あるいは個々人の身近な要求や相談事などについての行政とのパイプ、こういう言い方もできると思います、をどう行政に位置づけるかという課題です。このことについての懸念は、これまで議員減によるマイナス面として取り上げられてきたことも事実です。このことへの対応を十分考え、策を講じていかなければなりません。

このため、1つ、各地域自治組織、例えば各地域振興協議会、今、私たちが聞かせていただいた地域審議会、こういったもの、あるいは自治会、町内会、さらには区などの行政的機能をより拡充し、財政的な裏づけにも十分留意すること。

2つ目が、市民個々が有している各種情報サイト、能力を、災害時はもちろん各種公共施設、例えば道路や橋などの現況監視、こういうものに市民の目、耳、口などの相互協力を生かすこと。

3つ目が、今申し上げてきた1つ、2つに対応する市役所の機構、組織、人事、財源などの拡充強化を図ることが肝要、これらがこれからの課題です。

このことをこの機会に、改めて強く訴えさせていただきます。

いずれにしましても、議員の数を減らすことが民主主義の基本に反するとか、それを損ねるといふことは決してない。むしろ議員の質を向上させるいい機会であると、そういうふうにとらえて、今、私が理念を申し上げました。また、これからの留意すべきことを申しました。こういうところで私たちがこれから努力していく、そういったものを市民ともども、それが私がよく言いますけれども、弱い立場であればあるほど市民は望んでいると私は思います。そういうことをこれからも私たち、今26人おりますけれども、心がけていかなきゃならないと思っております。

先ほど申しましたように、改めて申しますけれども、本則「26人」を「20人」に改める、私もさんざん悩んだ末のきょうのこの場であります。このことを皆さんに訴えて、発議第3号についての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（古畑浩一君）

ただいまの出席議員数は25名であります。

これより投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（古畑浩一君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（古畑浩一君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

これより行う採決は発議第3号、20人とする発議ですね、こちらのほうに賛成の議員は白票、反対の議員は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。賛成の場合は白票であります。反対の場合は青票であります。お間違いのないように慎重に投票をお願いします。

それでは、これより点呼を命じます。

小林議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それではお名前を申し上げます。

甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、後藤善和議員、田中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、田原実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、五十嵐健一郎議員、倉又 稔議員、高澤 公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、新保峰孝議員。

以上であります。

〔投票〕

議長（古畑浩一君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

よろしゅうございますね。投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（古畑浩一君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項により、立会人には1番、甲村 聡議員、4番、渡辺重雄議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

〔1番、甲村 聡議員、4番、渡辺重雄議員 立ち会い〕

議長（古畑浩一君）

これより投票の結果をご報告申し上げます。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち白票13票、青票12票。

よって、発議第3号、糸魚川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については可決いたしました。

ただいま発議第3号が可決されたことにより、発議第4号は一事不再議により、議決不要となります。

投票用紙回収のため暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 5 8 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 1 3 . 請願第 2 号及び同第 3 号

議長（古畑浩一君）

日程第 1 3、請願第 2 号及び同第 3 号を一括議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 2 号は議会運営委員会に、請願第 3 号につきましては総務文教常任委員会に付託といたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

+

午後 1 時 5 9 分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

議 員

議 員

+

+

+